多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

令和7年7月3日 野 田 村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号	2号	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域 との重複 の有無	実施期間	実施主体
0				中平、上明内	無	令和6年度 ~ 令和10年度	中平農地保全会
0				米田	無	令和6年度 ~ 令和10年度	米田農地保全会

※ 保全管理する区域内の農用地面積の変更